

那覇市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険
サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成12年5月1日老発第474号厚生労働省老健局長通知別添2「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度実施要綱」（以下「局長通知」という。）及び那覇市補助金等交付規則に定めるもののほか、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市民税非課税 当該年度（4月から7月においては前年度）における市民税が本人について課されていないか免除されていることをいう。
- (2) 旧措置入所者 介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第1項に規定する入措置入所者。
- (3) 利用者負担額 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定める居宅サービス又は施設サービスに係る利用者負担額をいう。
- (4) 訪問介護 法第8条第2項に規定する訪問介護。
- (5) 通所介護 法第8条第7項に規定する通所介護。
- (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 法第8条15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護。
- (7) 夜間対応型訪問介護 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護。
- (8) 地域密着型通所介護 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護。
- (9) 認知症対応型通所介護 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護。
- (10) 介護予防認知症対応型通所介護 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護。
- (11) 小規模多機能型居宅介護 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護。
- (12) 介護予防小規模多機能型居宅介護 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護。
- (13) 短期入所生活介護 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護。
- (14) 介護予防短期入所生活介護 法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護。

- (15) 看護小規模多機能型居宅介護 法第8条第23項の1に規定する複合型サービス。
- (16) 第一号訪問事業 法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業。
- (17) 第一号通所事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業。
- (18) 介護福祉施設サービス 法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービス。
- (19) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が市民税非課税であって、以下の各号のすべてに該当する者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難なものとして市長が認めた者及び生活保護受給者とする。

なお、施行法第13条に基づく旧措置入所者に関する経過措置により利用者負担割合が5%以下の者については、本事業の対象としない。ただし、施行法第13条に基づく旧措置者に関する経過措置により利用者負担額が5%以下であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

- (1) 年間収入（援助・仕送り、生命保険の給付金及び解約返戻金、恩給、年金生活者支援給付金、障害年金、遺族年金等非課税年金を含む）が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 世帯がその住居の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(社会福祉法人等による申出)

第4条 局長通知3(1)の規定により社会福祉法人等が行う申出は、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減の実施申出書」(第1号様式)により行うものとする。

(対象サービス及び軽減内容)

第5条 利用者負担の軽減の対象となるサービスは、法に定める次の各号のとおりとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (4) 夜間対応型訪問介護
- (5) 地域密着型通所介護
- (6) 認知症対応型通所介護
- (7) 介護予防認知症対応型通所介護
- (8) 小規模多機能型居宅介護
- (9) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (10) 短期入所生活介護
- (11) 介護予防短期入所生活介護
- (12) 看護小規模多機能型居宅介護
- (13) 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業
- (14) 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
- (15) 介護福祉施設サービス
- (16) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

2 前項の各号に係る利用者負担額並びに食費及び居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とし、前条の規定による申し出を行った社会福祉法人等の事業所単位で提供するサービスについて利用者負担の軽減を行うものとする。

なお、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

(減額の適用順位)

第6条 この要綱に関わる利用者の負担軽減の順位は、本事業に基づく軽減制度適用後、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を適用するものとする。その際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担段階第二段階の者のサービス費に係る利用者負担については、高額介護サービス費適用により、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることから、当該部分については本事業の軽減の対象としなくても

よいものとする。また、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との関係においては、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費支給後の利用者負担額について本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。また、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業との適用関係については、先に障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業の適用を行い、その後必要に応じて本事業に基づく適用を行うものとする。

(確認証の交付申請)

第7条 この事業による軽減を受けようとする者は、「社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象確認申請書」(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(軽減の決定)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容の審査を行い、利用者負担の軽減対象者としての承認または不承認の決定をするものとする。この場合において、承認の決定は、対象者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、利用者負担の4分の1(高齢福祉年金受給者は2分の1)軽減を原則とし、免除は行わない。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。

(決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により承認または不承認の決定をしたときは、「社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象決定通知書」(第3号様式)により、当該申請に係る被保険者に通知するものとする。

2 市長は、軽減の対象になると認められた者に対して、「社会福祉法人等利用者負担額軽減対象確認証」(第4号様式)(以下「確認証」という。)を交付するものとする。

(軽減の実施)

第10条 前条の確認証の交付を受けた者(以下「対象者」という。)は、第5条に規定するサービスを受けようとするときは、あらかじめ、当該サービスを提供する社会福祉法人等に対して、確認証を提示するものとする。

2 社会福祉法人等は、前項の規定により確認証を提示した者については、確認証の内容に基づき、利用者負担の軽減を行うものとする。

(確認証の適用年月日及び有効期限)

第11条 確認証の適用年月日は、第7条により申請のあった日の属する月の初日とし、有効期限は、確認証を交付した日の属する年の翌年の7月末日までとする。ただし、申請が1月から7月までの間に行われた場合には、その申請の

あった日の属する年の7月末日とする。

- 2 法第10条にいう介護保険の被保険者資格を取得したことによって対象者となった者の申請が、介護保険資格取得日の属する月に行われた場合は、確認証の適用年月日は当該介護保険資格の取得日とする。

(確認証の更新)

第12条 確認証は、その交付期日に関わらず、毎年8月1日に更新するものとする。

- 2 前項の規定により更新をしようとする対象者は、有効期限が満了する日までに更新の申請をしなければならない。

- 3 第7条の規定は、前項の更新の申請について準用する。

(確認証の返還)

第13条 対象者は、次の各号に掲げる事由の一つに該当するときは、遅滞なく確認証を市長に返還しなければならない。

- (1) 本市の介護保険の被保険者資格を喪失したとき。
- (2) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 確認証の有効期限を満了したとき。

(記載事項変更の届出)

第14条 対象者は、確認証の表面の記載事項に変更があったときは、その事実があった日から14日以内に確認証を添えて、市長にその旨を届出なければならない。

(法人等に対する補助金の交付)

第15条 市長は、予算で定めるところにより、確認証の提示に基づき減免を行った法人等に対し補助金を交付するものとする。

(交付対象経費)

第16条 この補助金の交付の対象となる経費は、(以下「対象経費」という。)、第8条の規定により対象事業所が利用者負担額を軽減した総額(本市被保険者に係るものに限る。)のうち、対象事業所の本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象サービスに係るものに限る。また、生活保護受給者は除く)に対する割合が1%を超える部分に相当する額とする。

(交付率)

第17条 この補助金の補助率については、前条に規定する対象経費の2分の1以内とする。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担額を軽減した社会福祉法人等について、軽減した総額のうち対象事業所の本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分については全額を補助する。

(交付の条件)

第18条 この補助金の交付の決定については、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(3) 対象法人は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(交付の申請)

第19条 この補助金の申請は「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金交付申請書」(第5号様式)に関係書類を添えて、市長が定める期日までに提出して行うものとする。

(補助金の交付決定)

第20条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、社会福祉法人等(以下「補助事業者」)に通知するものとする。

(変更交付の申請)

第21条 前条の規定による補助金の交付決定をうけた補助事業者は、補助金の交付決定後に申請の内容を変更し変更交付申請を行う場合には、市長が別に定める期日までに申請を行うものとする。

(補助金の交付)

第22条 市長は第20条に規定する決定通知を送付した後、補助事業者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第23条 市長は第20条の規定に基づき交付決定を受けた補助事業者に対し必要があると認めるときは、補助金の交付決定額を限度として概算払いを行うことができる。

2 補助事業者は、前項の規定による概算払いを受けようとするときは、補助金概算払い請求書に補助金交付決定通知書を添えて市長に提出するものとする。

(実績報告)

第24条 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金交付事業実績報告書」(第6号様式)による関係書類を添えて、3月31日(第18条第2号の規定により事業の中

止又は廃止の承認を得た場合には、当該承認を受けた1ヶ月を経過した日)までに、市長に提出して行わなければならない。

(補助金交付額の確定)

第25条 市長は前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査により交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(以下、「確定通知書」)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第26条 補助事業者は、確定通知書を受けたときは社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金請求書により、補助金を請求するものとする。第23条の概算払いを受けているときは、確定額から概算払の額(以下「概算払額」)を差し引いて請求するものとする。

2 概算払額が確定額を超えているときは、市長が指定する期日までにその差額を概算払精算書により精算しなければならない。

(補助金の返還)

第27条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた補助事業者があるときは当該補助事業者に対して補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月19日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に提出し、又は交付された第6条及び第8条並びに第10条及び第11条の規定による申請書、通知書その他の書類は、改正後の那覇市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の相当規定により提出し、又は交付された申請書、通知書その他の書類とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第14条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施するものができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は第1条～第20条のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 平成30年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第2条に該当する者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者については2分の1）とするとともに、居住費に係る利用者負担は全額とする。
- 3 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第14条に規定する補助金を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、補助金以外の実施方法は第1条から第20条のとおりとする。

(経過措置)

この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に提出し、又は公布された第6条及び第8条並びに第10条及び第11条の規定による申請書、通知書その他の書類は、改正後の那覇市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の相当規定により提出し、又は交付された申請書、通知書その他の書類とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行し、改正後の那覇市社会福祉法人

等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年2月21日から施行する。